

平成 27 年度 8 回福岡市開発審査会会議録

開催日	平成 27 年 12 月 25 日（金） 午後 4 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで	場所	15 階 1505 会議室
出席者	委員	多賀会長、千綿委員、井原委員、川上委員、田中委員	
	福岡市	碓部長、梅崎課長、渡邊係長、岡田係長、松尾係員	

凡例：以下において、○は委員、△は福岡市職員の発言を示す。

第 16 号議案

〈社寺仏閣及び納骨堂〉

（質疑応答）

- 既存消防庫を解体して倉庫を建築するが、消防庫の機能も倉庫の中に残すのか。
- △ その計画であるが、再度確認する。
- 神社には宮司が居住しているのか。
- △ 居住はしていないが、社務所があるので日中は神社の方がおられる。

（採決）

- 承認する。

第 17 号議案

〈医療施設〉

（質疑応答）

- 院内託児所は現状のままの計画なのか。
- △ 専用住宅として建築されたものであるため、建築基準法の整理をした上で 2 階部分は使用しない計画となっている。
- 水路を埋めることに支障はないのか。
- △ 管理者と協議の上、払下げを受けているため、宅地として使用することに支障はない。
- 病院は数年毎に増築を行っているが、次回増築のときにも開発審査会に諮ることになるのか。
- △ 許可を受けて建築された床面積の 1.5 倍以下の増築は許可不要となる。今回は開発行為があり、開発許可を要するので附議を行っている。
- 外来はどのくらい増加しているのか。
- △ 前回増築した平成 21 年と比べると 30 人/日ほど増加している。

（採決）

- 承認する。

第 18 号議案

〈相当期間適正に利用された建築物の用途変更〉

（質疑応答）

- 今回承認を受ければ、既存建築物を取壊して建替えるときは当審査会へ再度附議する必要はないのか。
- △ 今回属人解除について承認を受ければ、既存と同一用途である自己用の専用住宅として建替える場合は開発許可不要となるため、附議は不要となる。
- 建築した方の専用住宅として利用しているか、住人の確認はするのか。
- △ 今回は属人解除の手続きであり、承認されれば自己用住宅であればどなたでも建替え可能となる。建替えにあたっては、建築主が住む予定であることを確認し、許可不要の手続きを行う。

（採決）

- 承認する。